

令和6年度 福島市 市民検診（個別検診）実施要領別冊

令和6年度市民検診について	1～2
令和6年度の変更点および注意点	
（1）国民健康保険特定健康診査・特定保健指導	3～9
（2）後期高齢者健診 / （3）一般健康診査	10
（4）がん検診等各種検診	11～12
検診実施の手引き	
1. 予約受付について	13
2. 検診当日の事務について	13～15
3. 検診実施報告・委託料支払について	15～17
4. 委託料について	18～19
結果報告書記入の注意点（がん検診等各種検診）	
全検診共通	20
各検診別	20～21
受診録について	21
がん検診精密検査未受診者対策について	22

☆重要☆

1. 検診の結果要精密とならなかったケースで、一次検診の先生の判断（R2 胃がん）や本人の訴え（R3 乳がん）、問診スコアから（R4 大腸がん）と確定された事案が発生しています。精度管理のためにそのようなケースがありましたら精密検査結果報告書を使用し市に報告ください。
2. 偶発症報告書（胃・内視鏡）は大小にかかわらず医師会に報告願います。
3. 胃がん検診は受診券に記載されている受診方法（透視・カメラ）を確認してから実施してください。
4. 重複請求や受診券シールの貼り間違い（検診名、氏名）にご注意ください。

【 お問合せ 】 福島市保健所 健康づくり推進課 検診予防係
Tel024-525-7680 Fax024-525-5701

令和6年4月作成

資料及び各種様式について

資料は全て福島市医師会のホームページに掲載されます。
また、以下の様式については、医師会のホームページからダウンロードして使用することができます。

- ・福島市市民検診実施報告書
- ・福島市市民検診実施報告書（前立腺がん検診）
- ・福島市一般健康診査（生活保護受給者等）実施報告書
- ・偶発症報告書（胃・内視鏡）

URL：<http://www.f-ishikai.jp/examination>
パスワード：2290（取り扱いに注意してください）

各検診診査録取り扱いについてのお願い 再掲

- ① 診査録の追加は取りに来られる前日までに健康づくり推進課へ FAX 等で連絡をください。読影会搬入搬出日は注文が集中し準備が間に合わないことがあります。
9月から予定人数以上の診査録は差し上げられません。（毎年かなりの数が戻ってきます。印刷部数には限りがあります。）
- ② 次年度使用できる診査録もありますので、検診期間終了後全て回収いたします。診査録への印字、捺印をしすぎないようにしてください。
- ③ 受診券の貼り間違いをしないように注意してください。
例：①他人の受診券 ②違う検診の受診券
- ④ 受診者の自己負担金の有無を確認し、自己負担免除確認証の提示があった場合は番号を診査録に忘れずに転記してください。（点検に時間がかかると支払いが遅くなる場合があります。）

◇令和 6 年度市民検診の実施について

1 目的

健康増進法第 19 条の 2 及び高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条に基づき実施するとともに、「生涯にわたって安心して健康で暮らせるまち～みんなで創る 健都ふくしま～」を基本理念としたふくしまし健康づくりプラン 2024 による「健康寿命の延伸」をめざし実施するものである。生活習慣病の早期発見、早期治療、予防により、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、自分にあった健康づくりが実践できるための一助とする。

2 対象者

福島市に住民登録を有し、かつ各要綱で定める者

3 検診の種類

医療保険者による健康診査

種 類	対 象	方 式
国保特定健診	年度内 40 歳以上の国民健康保険被保険者 ＊75 歳の誕生日前日まで	個別
後期高齢者健診	福島県の後期高齢者医療被保険者	個別
一般健康診査	年度内 40 歳以上の生活保護受給者等	個別

がん検診等各種検診

種 類	対 象	方 式
胃がん検診	年度内 50 歳以上の方	個別
大腸がん検診	年度内 40 歳以上の方	個別
肺がん検診		
前立腺がん検診	年度内 55 歳以上 74 歳以下の男性 ＊2 年に 1 回の受診	個別
子宮頸がん検診	年度内 20 歳以上偶数歳の女性 ＊前年度未受診の奇数歳の方も可	個別
乳がん検診	年度内 40 歳以上偶数歳の女性 ＊前年度未受診の奇数歳の方も可	個別
骨粗鬆症検診	年度内 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の女性	個別
肝炎ウイルス検診	年度内 40 歳以上で今までに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	個別
歯周病検診	年度内 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の方	個別

年度内年齢とは、令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の間に誕生日を迎える年齢をいう。

4 実施期間

令和6年6月1日～10月31日

乳がん検診・子宮頸がん検診は令和6年6月1日～12月31日

5 市民検診受診券

基準日4月22日

郵送：5月16日頃発送予定

色：みどり系

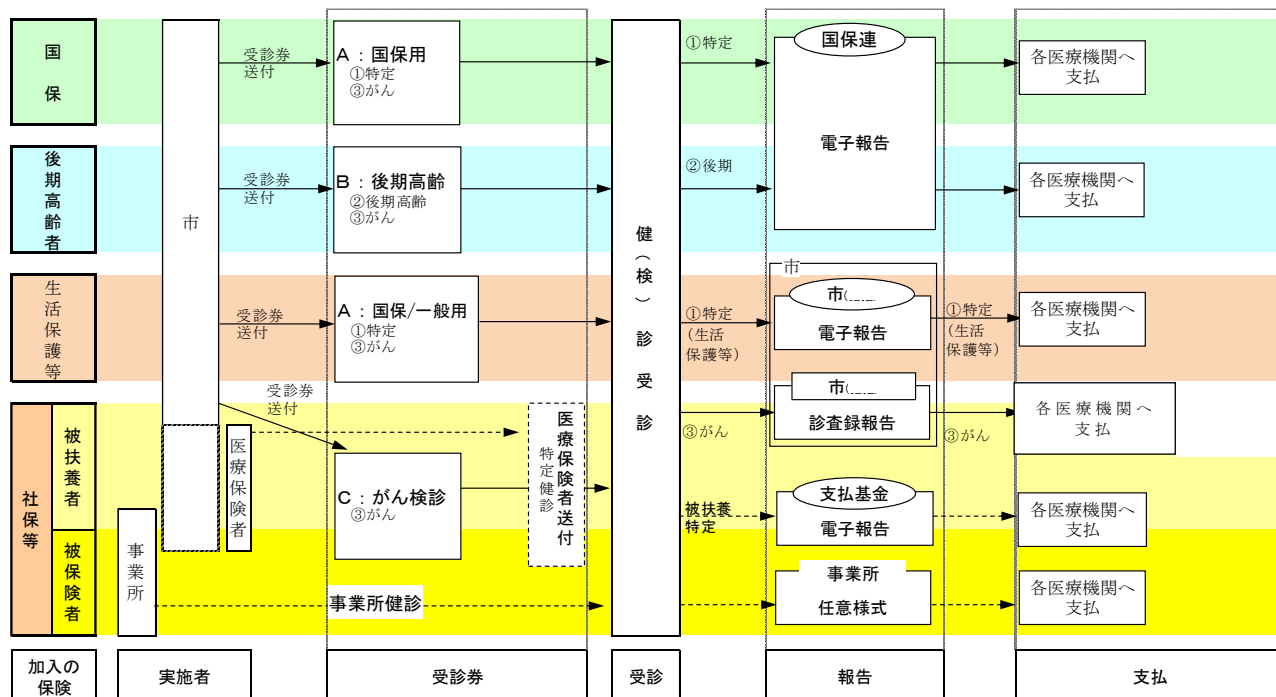
受診券種類	内容	送付対象
A：国保特定健診用 一般健康診査用	①国保特定健診 一般健康診査 ③がん等各種健診	・国民健康保険被保険者 ・40歳以上の生活保護受給者
B：後期高齢者 健診用	②後期高齢者健診 ③がん等各種健診	・年度内75歳以上の市民（生保及び住 所特例者は除く） ・65歳以上の後期高齢者医療被保険者
C：がん検診等 各種検診用	③がん等各種健診	・詳細はP11参照

※ AまたはBで施設入所者等の場合には、がん検診等各種検診用が送付されます。

6 福島市における検診事業体制

- ①：国保特定健診・・・国民健康保険被保険者
一般健康診査・・・生活保護受給者等、市が実施
- ②：後期高齢者健診・・・広域連合より市へ委託
- ③：がん検診等各種検診・・・健康増進法健康増進事業等
- 他：19歳から39歳の検診・・・福島県が県民健康調査の一環として実施

【事業の流れ】



7. 令和 6 年度 変更点・注意点

(1) 国民健康保険特定健康診査

1) 令和 6 年度より「標準的な健診・保健指導プログラム」が改定され、下記ア・イの 2 点が変更となりました。

ア 「中性脂肪」→「随時中性脂肪」・「空腹時中性脂肪」

イ 質問項目⑧、⑬、⑭内容の変更

⑧現在、たばこを習慣的に吸っている *合計「100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」で 最近1ヶ月間も吸っている者	1.はい	2.いいえ
--	------	-------



⑧たばこを吸っていますか(電子タバコを含む) 下記により当てはまるものに○をつけてください。	
1. はい	生涯で6ヶ月以上又は合計100本以上吸っており、最近1ヶ月以内も吸っている。
2. 以前は吸っていた	生涯で6ヶ月以上又は合計100本以上吸っていたが、最近1ヶ月以内は吸っていない。
3. いいえ	吸っていない(上記1・2に該当しない)

⑬お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度 1. 毎日 2. 時々 3. ほとんど飲まない(飲めない)



⑭お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度 1. 毎日 2. 週5〜6日 3. 週3〜4日 4. 週1〜2日 5. 月に1〜3日 6. 月に1日未満 7. やめた 8. 飲まない
--

⑭飲酒日の1日あたりの飲酒量 日本酒1合 換算表 ビール中瓶1本:約500ml 焼酎25度:100ml ウイスキーダブル1杯:60ml ワイン2杯:240ml 1. 1合未満 2. 1〜2合未満 3. 2〜3合未満 4. 3合以上



⑮飲酒日の1日あたりの飲酒量 日本酒1合(アルコール度数 15度・180ml) 換算表 ビール:5度 500ml 焼酎:25度 約110ml ワイン:14度 約180ml ウイスキー:43度 60ml 缶チューハイ:5度 約500ml、7度 約350ml 1. 1合未満 2. 1〜2合未満 3. 2〜3合未満 4. 3〜5合未満 5. 5合以上

2) 特定健診・特定保健指導の請求等の電子化についてフリーソフトを使用する場合は、国立保健医療科学院で特定健診・特定保健指導のフリーソフトをご活用ください。

随時バージョンアップされますので最新のバージョンをご利用ください。

※令和5年度のバージョンを使用すると全件返戻となると思われます。ご注意ください。

第4期特定健診・特定保健指導データファイルソフト Ver11.0

トピックス <2024年4月1日更新>

第4期特定健診・特定保健指導データファイルソフトについて
ダウンロードサイトからダウンロードできます。
第4期制度改正特定健診・特定保健指導データファイルソフト ver11.0

平成21年より国立保健医療科学院にて公開を行ってまいりました「特定健診・特定保健指導データファイルソフト」につきまして、令和6年4月より厚生労働省へ事業が移管されることになりました。このサイトは新しいサイトが立ち上がるまでの暫定サイトです。お問い合わせはメールのみとなります。

当サイトをご利用の方々へ

当ホームページでは、特定健診・特定保健指導の請求データ(XMLファイル)を作成するソフトをご提供します。

- 当ホームページを利用される方は**利用規約**をご覧ください。
- データファイルソフトおよびマニュアルは「**ダウンロード**」ページよりご利用になれます。
- データファイルソフトに關しましてご質問のある方は、まず「FAQ」を

ホームページ運用履歴

2024. 4. 1
第4期特定健診・特定保健指導ソフトver11.0公開

2023. 5. 8
特定健診ソフトver10.5公開
保健指導ソフトver10.4公開

2021. 5. 7
特定健診ソフトver10.4公開
保健指導ソフトver10.3公開

2021. 4. 16
特定健診ソフトver10.3公開

2021. 4. 8
特定健診ソフトver10.2公開
保健指導ソフトver10.2公開

2020. 4. 13
特定健診ソフトver10.1公開
保健指導ソフトver10.1公開

2020. 4. 7
特定健診ソフトver10.0公開

3)健診項目

- ア 基本項目全項目および血清尿酸、血清クレアチニン検査、尿潜血検査は、全員実施です。
- イ 貧血検査は、医師の判断で詳細項目(実施理由が必須:既往歴有、貧血疑いなど)となりますが、できる限りの実施にご協力願います。
- ウ 空腹時血糖、または随時血糖(食直後血糖を含む)の検査は、必ず実施し報告してください。

4)メタボリックシンドロームと特定保健指導の判定に誤りが多いので、基準を再確認してください。別紙1

5)入力について

- ア 令和6年度、受診券の有効期限は、2024年10月31日と入力してください。
なお、期間内に75歳になる方の有効期限は、誕生日の前日となります。
- イ 採血時間の入力は必須です。採血時間がないデータは返戻いたします。
- ウ 電話番号の入力をお願いします。
- エ 腹囲は「実測」にのみ入力してください。「自己測定」の場合は「自己測定」のみに入力しますが、「自己測定」の欄は基本的には入れないでください(データの欠損になります)。
- オ 尿酸・クレアチニン検査、尿潜血検査のデータが入ってこない場合、返戻になります。

6)健診結果説明時に受診勧奨の方にチラシをお渡しください。

受診勧奨チラシなどを渡した場合、情報提供コードは、「付加価値の高い情報提供」としてご報告ください。

7)実施報告

- ア 電子データファイルを収録した電子媒体を、実施月の翌月5日(5日が土・日・祝日の場合は、翌平日)までに国保連合会に提出してください。毎月の提出をお願いします。
- イ 全ての実施データを2024年12月5日までに必ず提出してください。
- ウ 返戻分も含めて、最終提出日は、2025年1月6日です。
※1月6日以降も請求はできますが、例年年度末まで請求が続き集計等に影響がでているため、早期の請求をお願いします。

8)特定保健指導の利用率が低い状況です。特定保健指導を多くの方に利用していただくため、ぜひ、特定保健指導の委託をお引き受けください。

健診結果説明時に初回のみを実施する方法が可能です。(継続や最終評価は福島市等で実施)対面の結果説明で初回実施としますので、ご検討ください。

9)特定保健指導未利用者へ、利用勧奨の電話をしております。

医療機関からも利用勧奨をお願いします。

特定健康診査配布資料および事後フォローについて

1. ポスターの掲示

ポスターの掲示、および、積極的に個別での受診勧奨(声掛け)をお願いします。
受診率アップにご協力をお願いいたします。

2. 配布資料

特定健康診査受診者全員

「福島市国保特定健康診査」を受けた方へ(藤色)
個別健診では、健診結果説明時に配布。(面接または郵送)

特定保健指導対象者へ

ア あなたは積極的支援となりました(ピンク)
イ あなたは動機付け支援となりました(水色)

受診勧奨値の方へ(種類)

ア 血 圧 (みどり)
イ 血 糖(水色)+栄養相談のご案内(みどり)+糖尿病連携手帳<必要時配布>
ウ 腎臓の機能 (ピンク)+栄養相談のご案内(みどり)
エ 脂 質 (オレンジ)
オ 「Dose Check」シール配布(カラー)<eGFR45 未満の方>
カ 心電図検査で、「心房細動所見」が疑われます(カラー)<心房細動有所見者>
※ 福島市では、医療機関未受診の方に訪問や電話による受診勧奨を行います。また、治療中の方は医療機関と連携をはかりますので、よろしくお願いいたします。

その他

ア <喫煙ありの方>
・COPDについて考えよう(カラー)
・禁煙治療ができる医療機関一覧(オレンジ)
イ <多量飲酒の方>
・飲酒と健康生活ハンドブック
ウ 糖尿病連携手帳

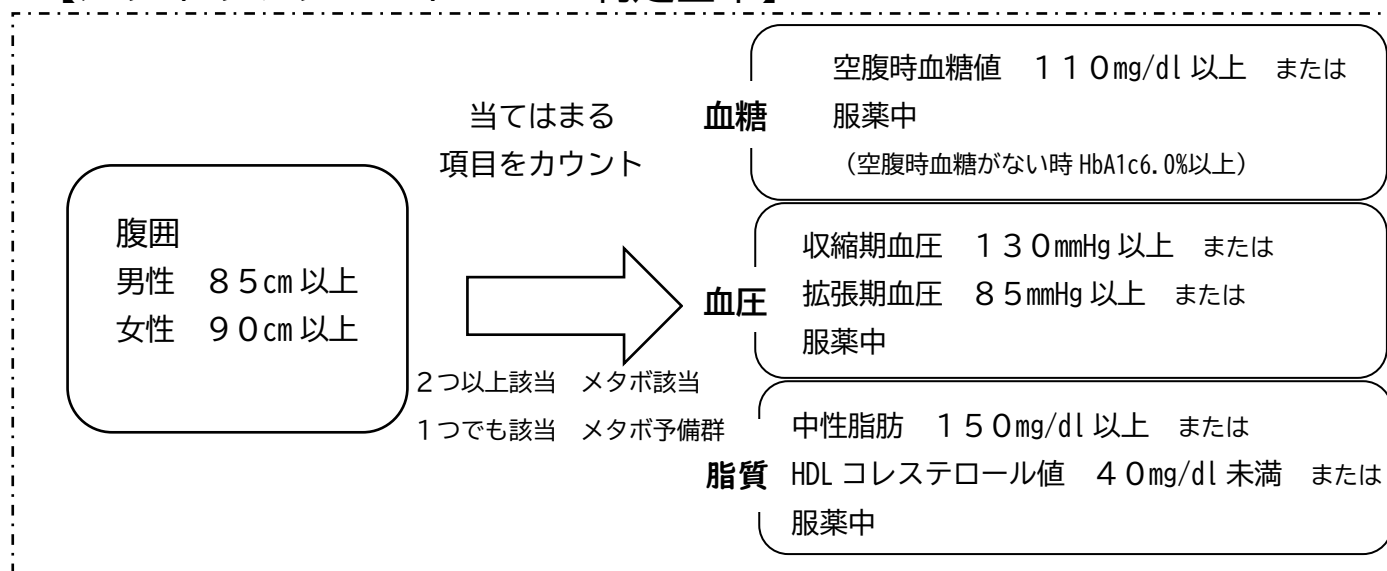
3.【継続】国保栄養相談事業「栄養相談のご案内」 別紙2

血糖をはじめ、腎機能、血圧、脂質などで所見のある方、治療中の方でコントロールが難しい方などを対象に、管理栄養士による栄養相談を設けました。
健診受診者に限らず、一般診療の患者さんにもお勧めください。
利用方法は、医療機関から、本人からと、どちらの申し込みでも対応いたします。

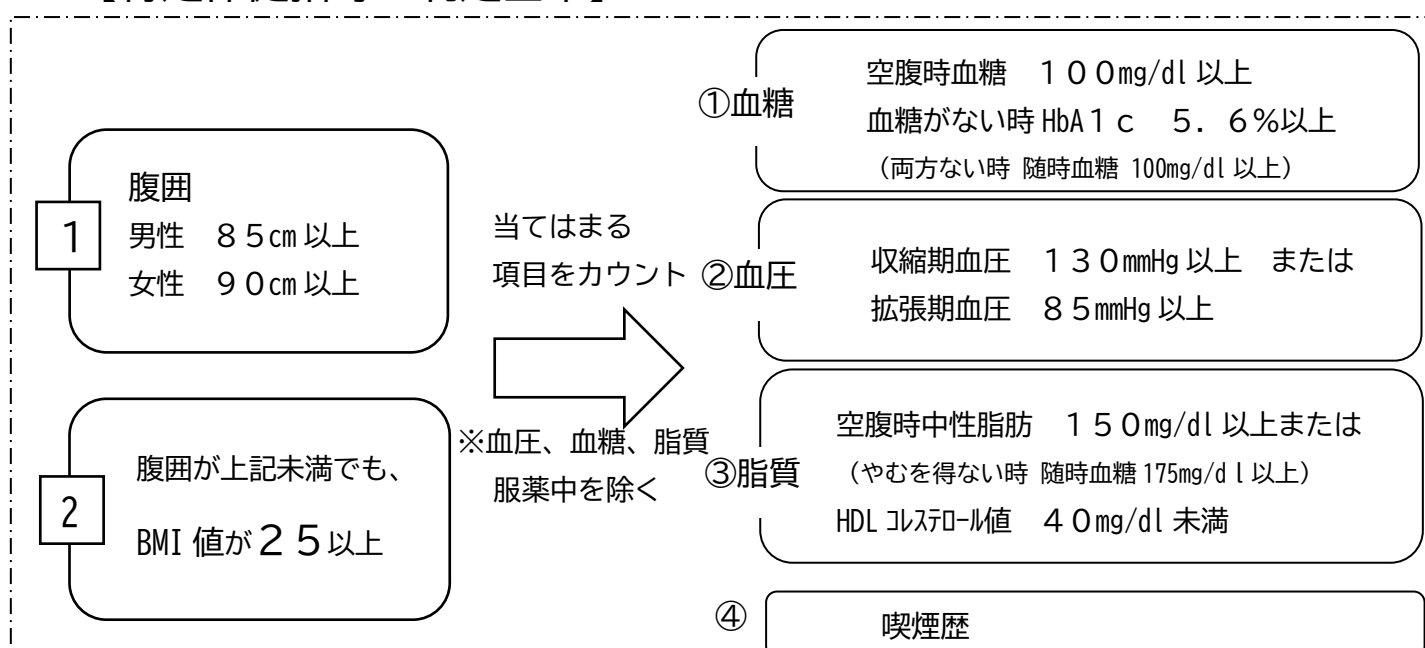
4.【継続】糖尿病性腎症重症化予防事業 別紙3

糖尿病性腎症重症化予防のために、保健師、管理栄養士による相談指導を実施します。特定健康診査受診者には市から本人に連絡をします。

【メタボリックシンドローム判定基準】



【特定保健指導の判定基準】

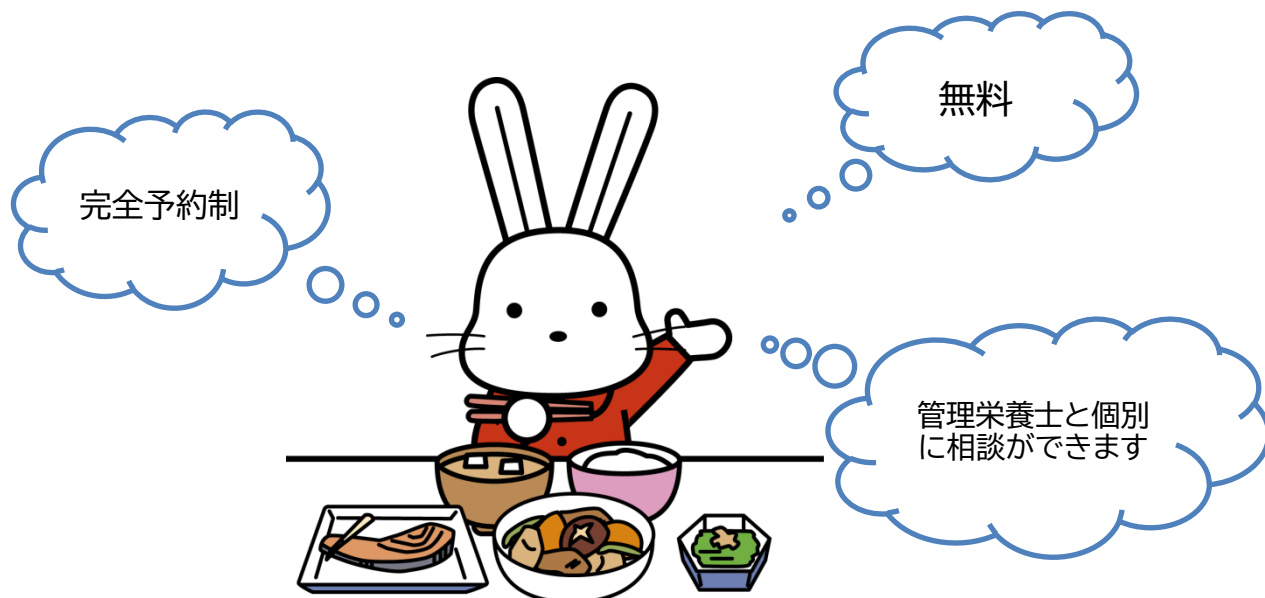


腹 囲	追加リスク		④喫煙歴	対 象	
	①血糖②脂質③血圧			40-64歳	65-74歳
1 男性85cm以上 女性90cm以上	2つ以上該当			積極的 支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし			
2 上記以外で BMI 25以上	3つ該当			積極的 支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし			
	1つ該当				

※該当 0 の場合は情報提供

国保栄養相談のご案内

国民健康保険にご加入の方を対象とした栄養相談を実施しています
管理栄養士があなたの食生活をサポートいたします！



【日程】 裏面をご覧ください

【時間】 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分（1 時間程度）

【場所】 福島市保健福祉センター（福島市森合町 10-1）

【対象】 福島市国民健康保険に加入されている方

【お申込み・お問合せ】 オンライン・電話・ファクスでご予約ください

福島市保健所 健康づくり推進課 検診予防係
電話:024-525-7680
FAX:024-525-5701

《オンライン予約はこちら》

QR コード
添付予定

糖尿病性腎症重症化予防事業

目的：糖尿病性腎症重症化予防対象者の生活の質（ＱＯＬ）の維持・向上のため、医療機関等との連携により患者の重症化を予防するための保健指導を実施する。

目標：特定健康診査において、血糖検査、腎機能検査が受診勧奨値で医療機関未受診者、糖尿病治療中断者に対する受診勧奨と保健指導により、合併症を防ぐ。糖尿病性腎症のおそれがある者には、腎機能低下を遅延させ、人工透析導入を予防または導入の時期を遅らせる。

令和6年度事業

- 1 受診勧奨値を超える方への受診勧奨
- 2 糖尿病治療中断者への受診勧奨
- 3 A) 24時間血糖測定による個別保健指導
- 4 B) 健康運動指導士による個別保健指導
- 5 C) 管理栄養士による個別保健指導
- 6 慢性腎臓病（CKD）予防教室

上記3～5の個別保健指導の事業説明図

		腎機能	
		異常なし	所見あり
年齢	40歳代	A) 24時間血糖測定を利用した個別保健指導事業	C) 栄養相談を中心とした個別保健指導事業
	50歳代		
	60歳代		
	65歳～74歳	B) 運動を中心とした健康運動指導士による個別保健指導事業	

《かかりつけ医との連携について（依頼）》

A) 24時間血糖測定による個別保健指導

「Free Style リブレ」フラッシュグルコースモニタリングシステムを使用します。

通知後、本人が希望する場合、

- 参加の適否をご判断ください。
- 「Free Style リブレ」2週間の実施結果を判断、説明いただきます。
- 管理栄養士による栄養指導の実施。
- 3カ月後、「Free Style リブレ」2週間の実施。
- 測定の3カ月後に検査値等の報告をいただきます。

B) 健康運動指導士による個別保健指導

YOGOメディカルフィットネスクラブで、運動と栄養の個別指導を行います。

通知後、本人が希望する場合、

- 参加の適否をご判断ください。
- 参加の際、留意する事項があれば、ご意見をお願いいたします。
- 教室終了の3カ月後に検査値等の報告をいただきます。

C) 管理栄養士による個別保健指導

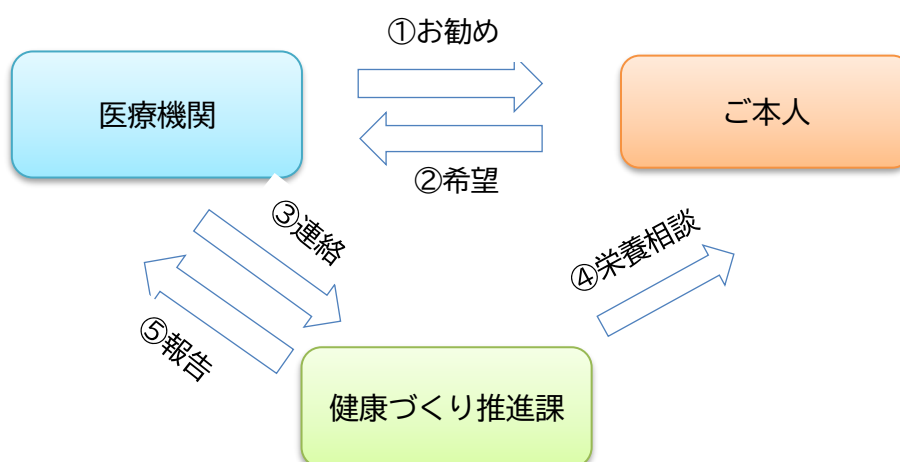
保健師、管理栄養士による保健指導を実施します。

- 参加の適否をご判断ください。
- 参加の際、留意する事項（指示カロリー、塩分、たんぱく質）があれば、ご意見を願います。

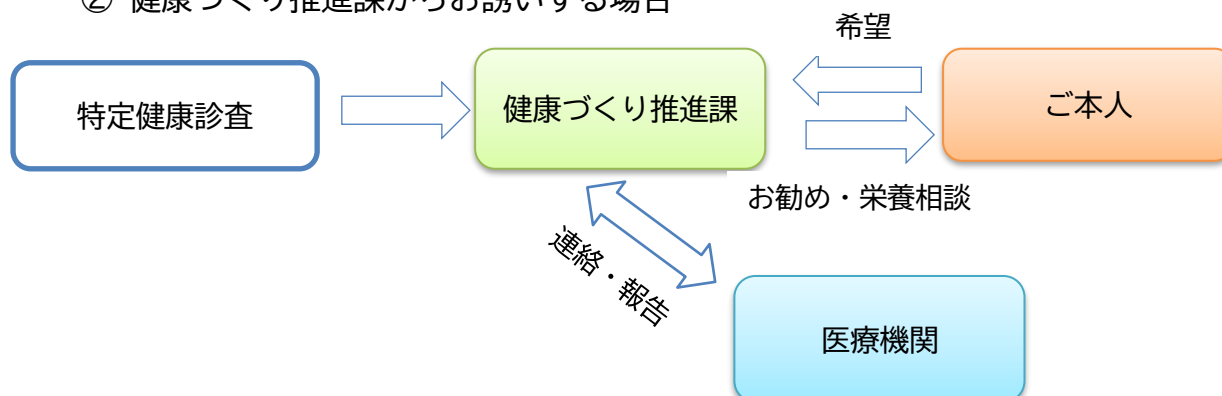
～管理栄養士による個別保健指導実施フロー～

① 医療機関からご連絡をいただく場合

HbA1c 6.0%以上または空腹時血糖 126mg/dl 以上の方
尿蛋白+以上またはeGFR 60未満の方



② 健康づくり推進課からお誘いする場合



(2) 後期高齢者健診（詳細は要綱・要領参照）

ア 健診項目

基本項目変更なし。

クレアチニン検査（詳細項目）の追加。

クレアチニン検査の対象者

当該年度の健康診査の結果等において、血压又は血糖について次に掲げるそれぞれの基準に該当した者で、かつ、医師が個別に必要と判断した者

○収縮期血压が 130mmHg 以上又は拡張期血压が 85mmHg 以上

○空腹時血糖が 100mg/dl 以上、HbA1c が 5.6% (NGSP 値) 以上又は随時血糖値が 100mg/dl 以上

イ 健診結果について

健診結果は、受診された方へ必ず渡すこと

ウ 実施報告について

a 電子データファイルを収録した電子媒体を実施月の翌月 5 日（土・日・祝日の場合は翌日）までに国保連合会へ提出

b 返戻分も含めた最終提出日：令和 7 年 1 月 6 日

エ 委託単価及び自己負担金について

委託料のページ参照 自己負担金なし

オ 受診券について

a 市民検診実施期間内に 75 歳の誕生日を迎え、国民健康保険から切り替わる対象者については、国保特定健診用の受診券（国保特定健診の有効期限は誕生日前日となり、受診券左上に（後）の表示）の封書に、はがきサイズの後期高齢者健診受診券を同封。

b 社会保険等から切り替わる方は有効期限が誕生日以降の後期高齢者健診用受診券を送付。

カ 結果データ作成時の注意点について

a 受診券の有効期限は令和 6 年 10 月 31 日と入力

b 電話番号の入力は不要

(3) 一般健康診査（生活保護受給者等健康診査）（詳細は要綱・要領参照）

ア 健診項目

40～75 歳未満：国保特定健診と同様

75 歳以上 ：後期高齢者健診と同様

イ 健診結果について

健診結果は、受診された方へ必ず返すこと。

ウ 実施報告について

実施報告は健康づくり推進課（福島市保健福祉センター 3F）に提出。電子データファイルを収録した電子媒体と実施報告書を実施月の翌月 15 日まで暗号化せずに提出。今年度最終提出は令和 6 年 11 月 15 日

- エ 委託単価及び自己負担金について
委託単価：国保特定健診に準じる 自己負担金なし
- オ 受診券について
国保特定健診受診券の右上に(生)と表示
- カ 結果データ作成時の注意点について
- a 受診券の有効期限は令和 6 年 10 月 31 日と入力
 - b 電話番号の入力は不要
 - c 被保険者証番号は「99999999」で入力

(4) がん検診等各種検診（詳細はがん検診等各種検診実施要綱・要領参照）

ア 検診項目及び検査内容等

検診名	検査内容等
胃がん検診	問診、胃透視または胃内視鏡 注意！昨年度の検査方法、結果により受診できる検査方法が決定、受診券に表記されているので記載内容を確認
大腸がん検診	問診、便潜血検査（2 日分） 注意！問診項目からの精密検診実施の場合も精密検診結果報告を市に提出のこと（なお、受診者へ説明を十分に実施すること）
肺がん検診	問診、胸部 X 線検査、喀痰検査
前立腺がん検診	問診、血液検査（P S A 検査）
子宮頸がん検診	問診、内診、頸部検査（液状化検体細胞診）
乳がん検診	問診、マンモグラフィ検査（一方向、二方向）
骨粗鬆症検診	問診、骨量検査（DXA または DIP）
肝炎ウイルス検診	問診、B・C 型肝炎ウイルス検査

- イ 検診結果について
検診結果は、受診された方へ必ず渡すこと。
- ウ 実施報告について
実施報告を実施月の翌月 15 日までに提出。読影があるものは、各読影搬入日までに記録画像と問診票兼結果報告書を福島市医師会へ提出。
※6 年度最終は令和 6 年 11 月 15 日、女性検診は令和 7 年 1 月 15 日
遅れる場合は必ず医師会と健康づくり推進課へ連絡。
- エ 委託単価及び自己負担金について
委託料のページ参照
- オ 受診券について
下記の者には受診券が自動発行される。それ以外の者は申込が必要。
- a 年度内 40 歳以上の福島市国民健康保険加入者
 - b 福島県後期高齢者医療保険加入者
 - c 年度内 40 歳以上の生活保護受給者
 - d 前年度・前々年度がん検診受診者

- e 年度内 20～36 歳の 4 歳節目の女性
- f 年度内 40～70 歳の 5 歳節目の男性女性
- g R5.4.20～R6.4.21 の間に転入された 20 歳以上の女性
- カ 無料クーポンについて
 - a 女性がん検診のみ
 - 子宮頸がん検診 年度内 24 歳 H12.4.1～H13.3.31 生
 - 乳がん検診 年度内 40 歳 S59.4.1～S60.3.31 生
 - b 無料クーポン券を別途発行せず、受診券の宛名面に、無料クーポン該当である旨を記載のうえ、受診券シールに「ク」の表示をする。
 - c 診査録の自己負担区分 子宮頸がんは「3 クーポン」
乳がんは「4 非課税 No ク」

(5) 受診率向上に関する取組等

- ア 広報 市政だより、市 HP、県 HP、ポスター掲示、チラシ配布、ラジオ等
地区や職域依頼の健康教育等での紹介
- イ 乳がん検診受診率向上事業
 - ①福島市ピンクリボンキャンペーン
乳がんに関する正しい知識普及、および乳房を意識する生活習慣（ブレスト・アウェアネス）の普及を図る。
啓発への取組：a 女性のための健康講座
b セルフチェック出前講座
c 協力団体等への乳がんモデルの貸出 など
 - ②福島県乳がん検診受診機会拡大事業
福島市を含む県北地域の乳がん検診受診率の向上のため、商業施設で検診バスによる乳がん検診を行い、受診機会の創出を図る。
実施期間：令和 6 年 10 月～令和 7 年 1 月
- ウ 協会けんぽとの健康づくり事業連携協定
協会けんぽ被扶養者への通知に併せて、市のがん検診等記事掲載。HP 相互リンク。
- エ 民間企業との提携
保険会社の営業担当者によるがん検診の周知。
- オ 精検受診率向上について
要精検者のうち精密検査未受診者に対し、市より受診勧奨通知を 11～2 月に送付。
※医療機関においても、要精検者への精密検査受診を指導してください。
- カ 精度管理のために
がん疑い者及び癌確定者の個票や追跡調査票の提出にご協力願います。
集計し国県及び医師会精度管理委員会に報告しています。

◆ 検診実施の手引き

1. 予約受付について

全 検 診 共 通

市民検診に係る受診予約を行う時は、以下の内容を確認し予約受付をしてください。

- ・受診券（特定健診・後期高齢者健診・がん検診等各種検診受診券）の持参
- ・医療保険者健診における健康保険証の持参（生活保護受給者等の場合、生保である旨申し出る）
- ・検診に係る注意事項（食事制限等）の説明

*受診券・健康保険証を当日持参しない場合は検診受診ができない旨を受診者に確実に伝えてください。

2. 検診当日の事務について

(1) 受診券・保険証の確認

国保特定健診・後期高齢者健診

- ①受診券（再発行はハガキ大）と保険証（福島市発行）を必ず確認し健診実施可能な対象者かどうか確認。

（㊦）は期間内 75 歳になる方なので有効期限要確認、後期高齢者受診券（ハガキ大）を同封して送付、㊤は生保受給者）

- ②受診券の中に記載されている「健診内容」及び他の検診項目該当の有無を確認。

- ③長期入院者、施設（介護施設、老人ホーム等）入所者は特定健診および後期高齢者健診の対象外。ただし、施設によっては健康管理を行っていない場合もあるため、その場合は市で受診券を発行し健診対象者として取り扱う。

- ④住所地特例の保険証も対象外。

※一般健康診査の受診項目は年齢に注意。
受診時 75 歳以上は後期高齢者健診と同じ内容。

がん等各種検診

- ①受診券で各種検診対象者が確認（対象とならない場合は「対象外」「受診済」と表示）。

- ・乳がん検診
撮影方法「一方」「二方」を性別の左側に表示
- ・子宮頸がん・乳がん
クーポン対象は最右に「ク」の表示

令和〇年度	女性（乳がん）検診
受診券番号	◆◆◆◆◆◆◆二方ク
氏名	◇◇◇◇◇◇◇◇
生年月日	昭●●年●●月●●日

- ・胃がん検診 できる検査方法を下部に印字

令和〇年度	胃がん検診
受診券番号	◆◆◆◆◆◆◆
氏名	◇◇◇◇◇◇◇◇
	透視・カメラ

- ②再発行受診券（A4緑系）の場合も検査方法や無料クーポン対象等を表示。

(2) 重複受診防止

全 検 診 共 通

受診券・受診券シールの有無および受診者本人に今年度当該検診を受診したかを確認する。
注意：重複受診については検診に係る費用全額が自己負担となります。

(3) 受診券の取り扱い・転記

特定健診・後期高齢者健診

- ①受診券を切り取り医療機関で回収（受診録に貼付）。
再発行（ハガキ大）受診券の場合も同様。
- ②保険証記号・番号の転記（フリーソフトに入力）

がん等各種検診

- ①受診券シールを受診録の所定の場所に貼付。
- ②再発行受診券（A4緑系）の場合は受診券番号をもれなく転記し、受診券シール貼付欄に㊟と記入。

(4) 受診券・保険証を持参しなかった場合の取り扱い

特定健診・後期高齢者健診

- ①受診券を持参しない場合、健診の受診はできない。健康づくり推進課・国保年金課・支所で再交付手続きを行ってから受診するよう指導。
- ②保険証を持参しない場合、健診の受診はできない。医療機関で資格情報を確認できる場合は受診可能。

がん等各種検診

- ①受診券を持参しない場合、検診の受診はできない。健康づくり推進課・国保年金課・支所で再交付手続きを行ってから受診するよう指導。
※今年度対象であることや重複受診がないことを十分確認してから実施。
- ②保険証を持参しなくとも検診受診は可能だが現住所は要確認。
※胃内視鏡検査で生検を行う場合は、保険証が必要。

(5) 自己負担免除者の取り扱い

特定健診・後期高齢者健診

料金について 無料

*生活保護世帯

生保でも保険証を有している場合は、加入している保険者が実施する特定健診を受診する。
不明な場合は検診づくり推進課に確認を。

がん等各種検診

免除の対象者

- ①検診当日に満70歳以上の者
⇒診査録自己負担金欄の「2 70・後」を○で囲む。
- ②65歳以上70歳未満で後期高齢者医療被保険者
⇒診査録自己負担金欄の「2 70・後」を○で囲む
- ③市民税非課税世帯の者
(福島市から発行する「市民検診自己負担免除確認証」を持参した者)
⇒診査録自己負担金欄の「4 非課税」を○で囲み、確認証番号を記入
- ④生活保護世帯の者
(ただし、本人からの申し出があった者のみ)
⇒診査録自己負担金欄の「3 生保」を○で囲む
- ⑤子宮・乳がん検診無料クーポン該当者
⇒子宮は「3. クーポン」を○で囲む
乳は「4」を○で囲みNo.欄へ「㊟」と記入

(6) 受診者説明用リーフレットの配布

特定健診

○全員

「福島市国保特定健康診査」を受けた方へ
(藤色)

○特定保健指導対象者へ

- ・あなたは積極的支援となりました(ピンク)
- ・あなたは動機付け支援となりました(水色)

○受診勧奨値の方へ

- ・血 圧 (みどり)
- ・血 糖 (水色)
 - +糖尿病連携手帳
 - +栄養相談のご案内(みどり)
- ・腎臓 (ピンク)
 - +栄養相談のご案内(みどり)
- ・脂 質 (オレンジ)
- ・Dose Checkシールの配布(カラー)
<eGFR45未満の方へ>
- ・心電図検査で「心房細動所見」が疑われます(カラー)

○栄養相談のご案内(みどり)

○その他

- ・COPDについて考えよう(カラー)
- ・禁煙治療ができる医療機関一覧(オレンジ)
- ・飲酒と健康生活ハンドブック(カラー)
- ・糖尿病連携手帳

がん等各種検診

○胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、骨粗鬆症検診を受診する場合は「受診者説明用リーフレット」を配布する

※胃がん・大腸がん・肺がん検診(白色)

乳がん・子宮頸がん検診(黄色)

骨粗鬆症(水色)

※検診予約時に配布も可

3 検診実施報告・委託料支払いについて

(1) 検診実施の報告

特定健診・後期高齢者健診

①国保特定健診・後期高齢者健診は電子データを国保連合会へ提出(翌月5日)。

②一般健康診査(特定健診と同様の内容)は電子媒体にて健康づくり推進課へ提出(翌月15日)。

がん等各種検診

○胃・肺・乳は決められた曜日に医師会へ診査録とフィルムもしくはデジタル画像等を提出。胃・乳に関しては月毎の実施報告書を健康づくり推進課へ提出(翌月15日)

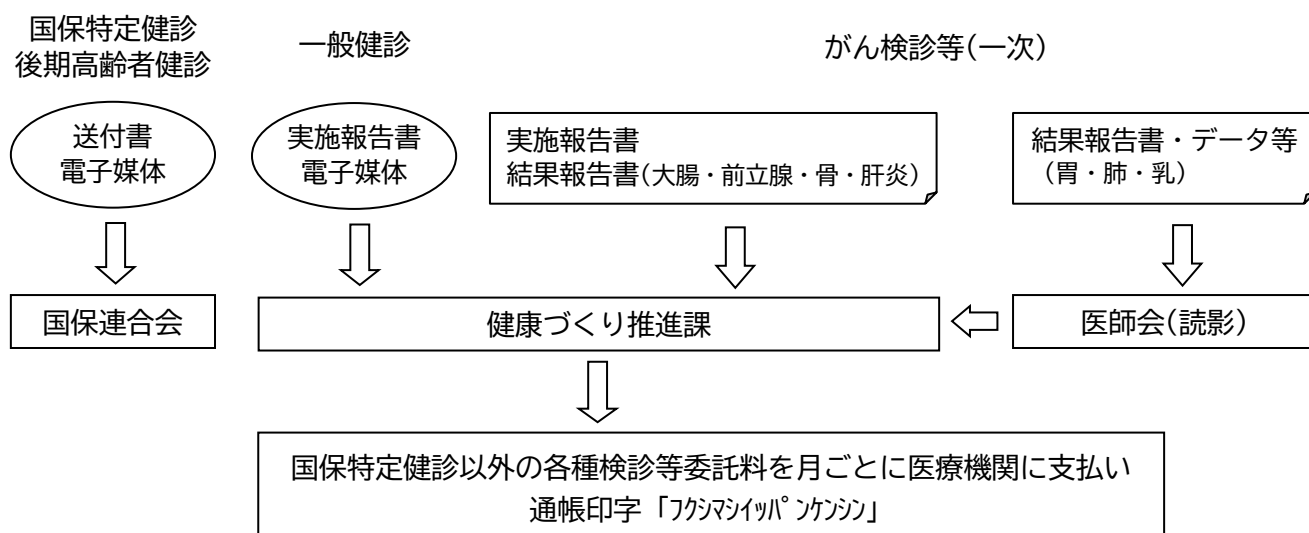
○大腸・肝炎・骨粗鬆症・前立腺については診査録を月毎の実施報告書とともに健康づくり推進課へ提出。(翌月15日)

*0件または添付する診査録がない場合はFAX可

(2) 委託料の支払いフロー 【別表】 参照

(3) 検診結果報告の具体的方法

- ①受診録・診査録は、原則として当該年度に配布されたものを使用してください。
- ②診査録を市へ提出する際は、検診種別ごとに有料・無料に分け、ホッチキス等は使用せずに提出してください。
- ③各検診の報告方法・提出先は以下の通り。



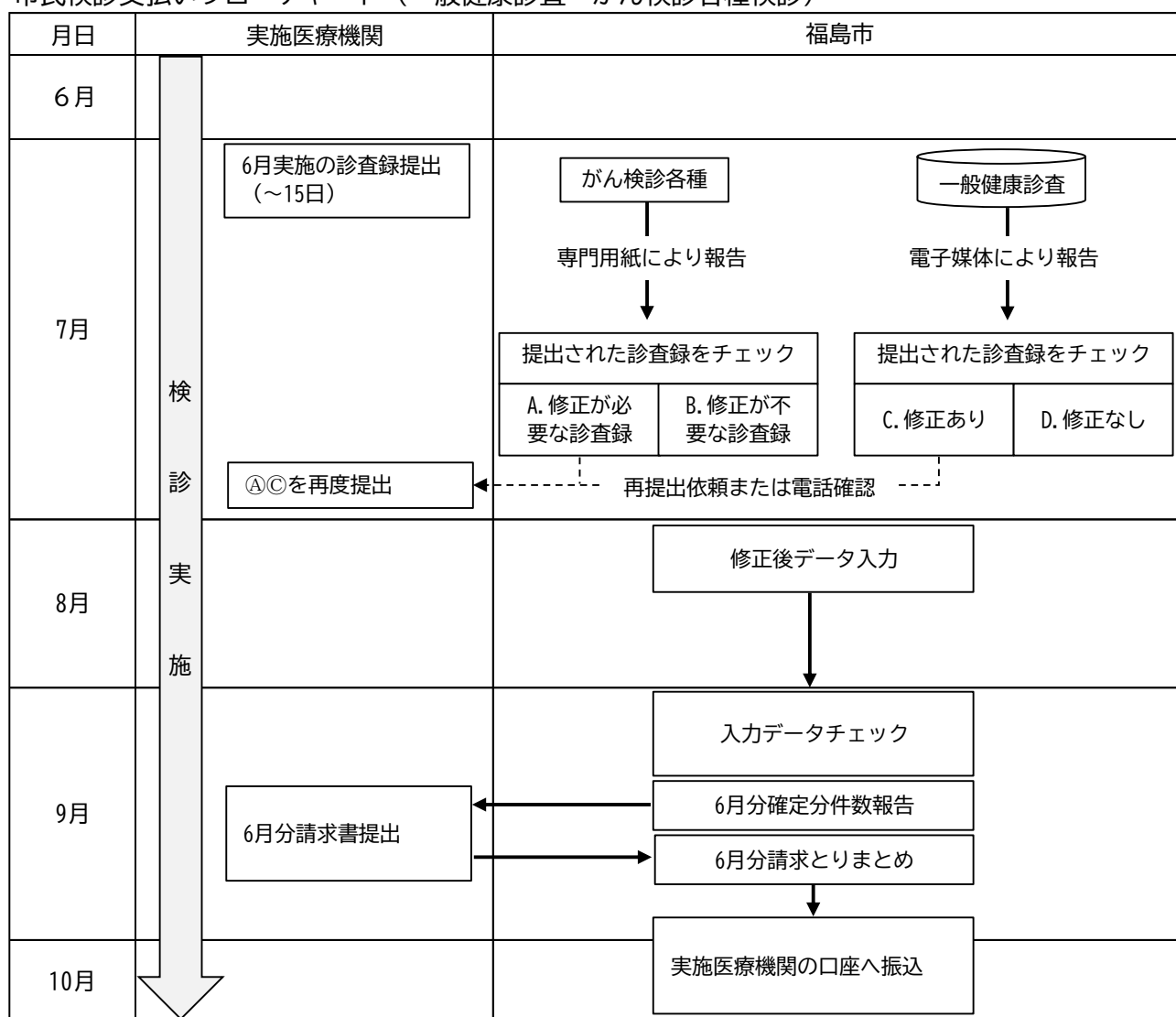
* 国保特定健康診査・後期高齢者健診は国保連合会から、子宮頸がん検診は保健衛生協会からそれぞれ支払いになります。

- ④精密検査のうち、読影が必要な検査（胃・大腸の注腸検査）の提出は医師会が窓口となっています。すみやかに必ず市医師会へ提出してください。
それ以外の精密検査結果は福島市健康づくり推進課へ提出してください。

(4) 診査録提出上の注意

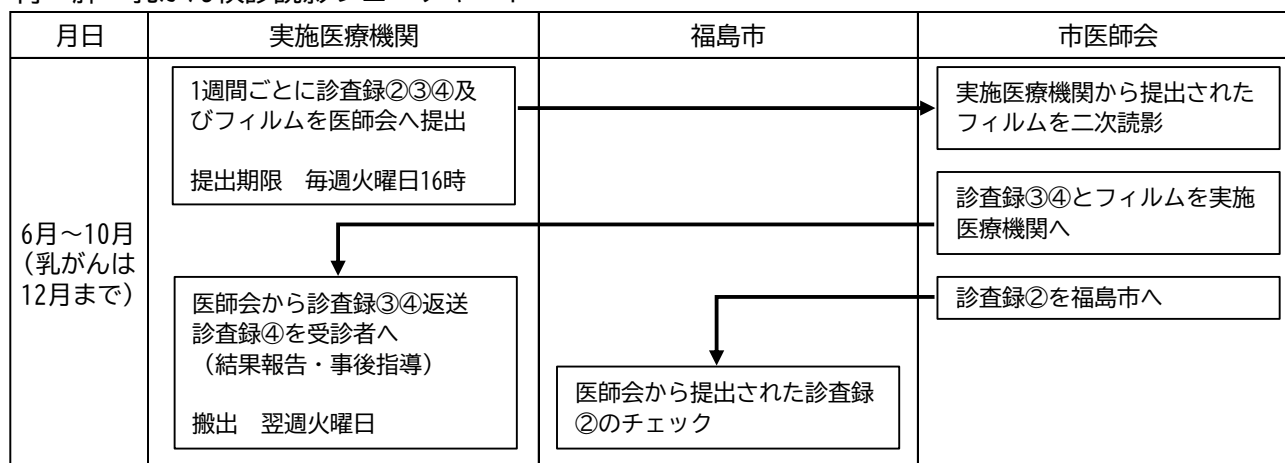
- ①医療機関コード、振込口座の変更等があった場合は、市民検診実施報告書の裏面の福島市市民検診登録内容変更届に記載し、福島市健康づくり推進課に提出してください。
- ②診査録に不備がある場合は、返戻するか、市より直接電話で確認いたします。
返戻された医療機関は、診査録を確認し早急に提出ならびに連絡してください。
- ③各検診とも指定された期日後に提出の分は、翌月処理分となりますので提出期限をお守りください。

市民検診支払いフローチャート（一般健康診査・がん検診各種検診）



※ 6月実施報告分についてのフローを抜粋。7月分以降も同様のフローで支払い。

胃・肺・乳がん検診読影フローチャート



R 6 年度 市民検診委託料

個別検診

(単位：円)

区 分			委託単価	自己負担金
国保 特定健診	必須項目	基本項目	8,954	0
	追加項目 (全員実施)	血清クレアチニン検査	121	
		血清尿酸検査	121	
		尿潜血検査	22	
	選択項目	貧血検査	231	
		心電図検査	1,430	
		眼底検査（両眼）	2,035	
一般 健康診査	必須項目	基本項目	8,954	0
		血清クレアチニン検査	121	
		血清尿酸検査	121	
		尿潜血検査	22	
		貧血検査	231	
		心電図検査	1,430	
		眼底検査（両眼）	2,035	
後期高齢者 健診	必須項目	基本項目	8,954	0
	選択項目	血清クレアチニン検査	121	0
胃がん 検診			14,120	2,800
大腸がん 検診			2,770	600
肺がん 検診	胸 部 X 線		3,890	800
	喀 痰		4,290	800
前立腺がん 検診			3,340	700
乳がん 検診	一 方 向		4,670	1,000
	二 方 向		7,760	1,800
子宮頸がん 検診			8,657	1,700
骨粗鬆症 検診	D X A 法（腰椎＋大腿骨）		6,530	1,000
	D X A 法（1 か所）		5,540	
	D I P 法		4,970	
肝炎ウイルス 検診	B型肝炎ウイルス抗原検査 C型肝炎ウイルス抗体検査		4,100	1,000
	C型肝炎ウイルス核酸増幅検査		6,310	

◆医療保険者健診等の実施に伴う単価

(税込 単位：円)

				国保特定健診		一般健康診査		後期高齢者健診	
基本・必須項目	質問（問診）			○	8,954	○	8,954	○	8,954
	計 測	身長		○		○		○	
		体重		○		○		○	
		B M I		○		○		○	
		腹囲		○		△			
	理学的所見（身体診察）			○		○		○	
	血 圧			○		○		○	
	脂質	空腹時中性脂肪		○		○		○	
		HDL-コレステロール		○		○		○	
		LDL-コレステロール		○		○		○	
	肝機能	AST（GOT）		○		○		○	
		ALT（GPT）		○		○		○	
		γ-GT（γ-GTP）		○		○		○	
	代謝系	空腹時血糖		○		○		○	
		ヘモグロビンA1c		○		○		○	
		尿 糖	半定量	○		○		○	
	尿・腎機能	尿蛋白	半定量	○		○		○	
クレアチニン		○	121	△	121				
尿酸値		○	121	△	121				
尿潜血		○	22	△	22				
詳細項目	貧血等	ヘマトクリット値		□	231	□	231		
		血色素測定		□		□			
		赤血球数		□		□			
		白血球数		□		□			
		血小板数		□		□			
	腎機能	クレアチニン				☆	121	□	121
	心機能	12誘導心電図		□	1,430	□	1,430		
	眼底検査	両眼精密		□	1,408	□	1,408		

○ ……必須項目

□ ……詳細、選択項目

（一般健康診査は75歳以上は実施なし）

△ ……75歳以上は実施なし
74歳以下は必須

基本項目	8,954	基本項目	8,954	基本項目	8,954
追加項目	264	追加項目	264		
詳細項目	231	詳細項目	231		
	1,430	詳細項目	1,430	計	8,954
	2,035		2,035		
計	12,914	計	12,914	計	8,954

自己負担	0	自己負担	0	自己負担	0
------	---	------	---	------	---

*選択項目実施基準については、一定の基準に基づき医師の判断により実施

結果報告書記入の注意点（がん検診等各種検診）

【共通】複写式です、結果報告書の記入は丁寧にはっきりと記入をお願いします。

記入漏れがある場合、確認に時間が取られ、委託料の支払いが遅くなる原因となります。

基本項目：受診券シールの貼付…検診シールのとりまちがい、紛失に要注意

検診年月日…読影がある検診については、読影年月日より前の検診年月日であること

受診券番号、医療機関コード、医療機関名、担当医師名を必ず記入のこと

医療機関電話番号…記入内容の問い合わせ時に必要なので必ず記入のこと

自己負担金欄：4区分にわかれている（無料の場合、「2 70・後」「3 生保」「4 非課税」）

「2」検診当日 70 歳以上、後期高齢者保険加入の方 生年月日/年齢の記載間違いに注意

＊受診券の年齢表示は年度内の年齢です

＊69 歳は有料、70 歳は無料になるので注意

（昭和 29 年 6～10 月生まれの人は、誕生日当日から無料となる）

「3」生活保護受給者の方

・口頭で申告

＊検診当日 70 歳以上の方は「2 70・後」が優先される

「4」非課税

・市民検診自己負担免除確認証（A4）を持参した方は「4 非課税」を○で囲み、確認証番号を転記する

＊検診当日 70 歳以上の方は「2 70・後」が優先される

・無料クーポン該当の場合、乳がん検診は「4 非課税」を○で囲み、No 欄へ「ク」と記入、子宮頸がん検診は「頸部」の「3. クーポン」を○で囲む

料金区分番号が若い方が優先される

（例）検診当日 70 歳以上で生保か非課税の方→「2 70・後」に○

ただし、生保で無料クーポン該当の場合、「ク」優先となる

【各検診別】 記載漏れや記載間違いの多い部分を記載

胃がん検診

＊医療機関報告欄

・検査法は「1 透視」か「2 内視鏡」に○をつけ、「2 内視鏡」の場合は生検の有無に○をつける

・診断名は番号に○をつけること（複数可）

「1 胃がんまたは疑い」に○をつけた場合、「a」「b」「c」のいずれかにも○をつける

＊実施報告書は読影月日ごとの件数記入

大腸がん検診

＊検診年月日は提出日（ただし検診期間は越えない）

＊採便月日、スコア、判定を確認してください

・2 回の採便の間隔は何日間空いても可だが、便は乾燥していないこと

・同じ便で 2 回の採取、同一日の時間違いは不可

肺がん検診

・喀痰検査欄の記入漏れ

・自己負担金区分の記入漏れ

・実施報告書は読影月日ごとの件数記入

前立腺がん検診

- ・判定の欄を確認

子宮頸がん検診（保健衛生協会作成の受診録使用）

- ＊自己負担金は個人負担欄に記入
 - ・区分で「1 高齢」が他検診の「2 70・後」にあたる
 - ・非課税が「2」（「2. 非課税」に○をして、非課税No.は備考欄に記入）
 - ・無料クーポン該当の方は、「頸部」の「3 クーポン」に○

乳がん検診

- ・40歳代は「二方向」、50歳以上は「一方向」となり、自己負担金も異なる
- ・無料クーポン該当の方は、自己負担金欄は「4」に○をして「ク」と記入

骨粗鬆症検診

- ＊YAM 値を記入
- ＊実施報告書 検査方法に○をつける
- ＊要精密の場合、骨粗鬆症検診精密検査依頼書を記載して実施機関に精検を依頼（自院も可）
- ★精密検査について 一次検診で DXA 法の腰椎及び大腿骨の検査を実施している場合、精密検査で同検査を再検査する必要はありません。新たに検査したものがあればその結果と併せて判断した結果をご提出願います。

肝炎ウイルス検診 ○のつけもれが多い

- ＊問診項目を確認
 - ・4、5で「1）はい」と答えた方はB型、C型のチェックも忘れないこと
- ＊検査結果及び判定欄を確認
 - ・判定の番号だけでなく、ア）～ク）にも○をつけてください
- ＊実施報告書
 - ・C型肝炎抗体検査で中力価及び低力価となった場合C型肝炎核酸増幅検査実施。件数は再掲（別途委託料が発生する）

共通精密検査について

- ・二次医療機関に紹介しない、できなかった、自院で様子を見る、治療を開始した等も精検の結果報告書を活用して報告願います。

診査録について

【追加注文について】

予約人数分の冊数でお願いします。

一人分から可、多くても最大5冊まで（1冊10人分なので50人分まで）。

＊二次（精密検査）分は福島市医師会5階読影搬入口に設置。

【検診終了後の回収】

検診終了後、未使用の診査録は健康づくり推進課で回収いたします。

医師会検診委員会との協議等により、内容変更となる場合があるため、必ず返却してください。

＊医療機関名などの印を押し過ぎないようにご注意ください。

在庫不足により、検診実施期間中に一部回収する場合があります。

◆がん検診等の精密検査未受診者対策について

健康づくり推進課では、胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・前立腺がん・骨粗鬆症・肝炎ウイルス検診の結果、「要精検」と判定された受診者のうち、検査結果報告のない方へ受診勧奨のため 11 月から 2 月にかけて「精密検査受診勧奨通知」を送付しています。つきましては、次の事項にご協力いただきますようよろしくお願いします。

＊一次検診実施医療機関においては、結果判定次第「要精検」や「要医療」など必要な方へできる限り早く結果通知・事後指導をお願いいたします。

＊精密検査実施医療機関においては、精密検査の受診結果をできる限り早く福島市へ報告ください。精密検査実施医療機関以外で受診された場合も、精度管理のために報告ください。検査しない理由や精密検査ができない理由等も精検実施報告を活用し報告願います。

＊市より受診勧奨通知が送付されますと、一次医療機関へ問い合わせをされる受診者もいますので、再度一次検診の結果を伝える、精密検査受診を勧める、精密検査実施医療機関を紹介するなどの対応をお願いいたします。

◆精密検査を福島県立医科大学附属病院に紹介する際の注意点◆

福島県立医科大学附属病院については、受診者本人からの直接予約ができませんので、以下の方法により一次医療機関が予約くださいますようお願いいたします。

- ① 「事前診察申込書」と「検診結果報告書」を FAX する （一次医療機関→医大）
- ② 医大より「診療予約回答書」を受け取る （医大→一次医療機関）
- ③ 一次医療機関より受診者へ「診療予約回答書」を受診者に渡す（一次医療機関→受診者）

※上記の予約手続きに関することは下記へお問い合わせください。なお、「事前診察申込書」は福島県立医科大学附属病院 患者サポートセンターのホームページよりダウンロードしてください。

【問合せ先】福島県立医科大学附属病院 患者サポートセンター 電話 547-1074